

議案第63号

土地改良事業の施行について

土地改良事業を次のとおり施行する。

令和3年11月30日提出

新居浜市長 石川 勝行

- 1 事業の名称 ため池等整備事業
- 2 施行場所 芳谷地区（新居浜市萩生字河ノ北）
- 3 事業概要 堤体 堤長 131.0メートル  
堤高 3.9メートル  
法面保護（布製型枠） 551.0平方メートル  
洪水吐 幅 1.0メートル  
施工延長 10.8メートル  
取水施設 斜樋 直径 150ミリメートル  
施工延長 0.9メートル  
底樋 直径 600ミリメートル  
施工延長 9.3メートル
- 4 概算事業費 1億円
- 5 事業期間 令和4年度から令和7年度まで

提案理由

ため池等整備事業を施行するため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、本案を提出する。

## 参照条文

### 土地改良法（昭和24年法律第195号）抜粋

（土地改良事業の開始）

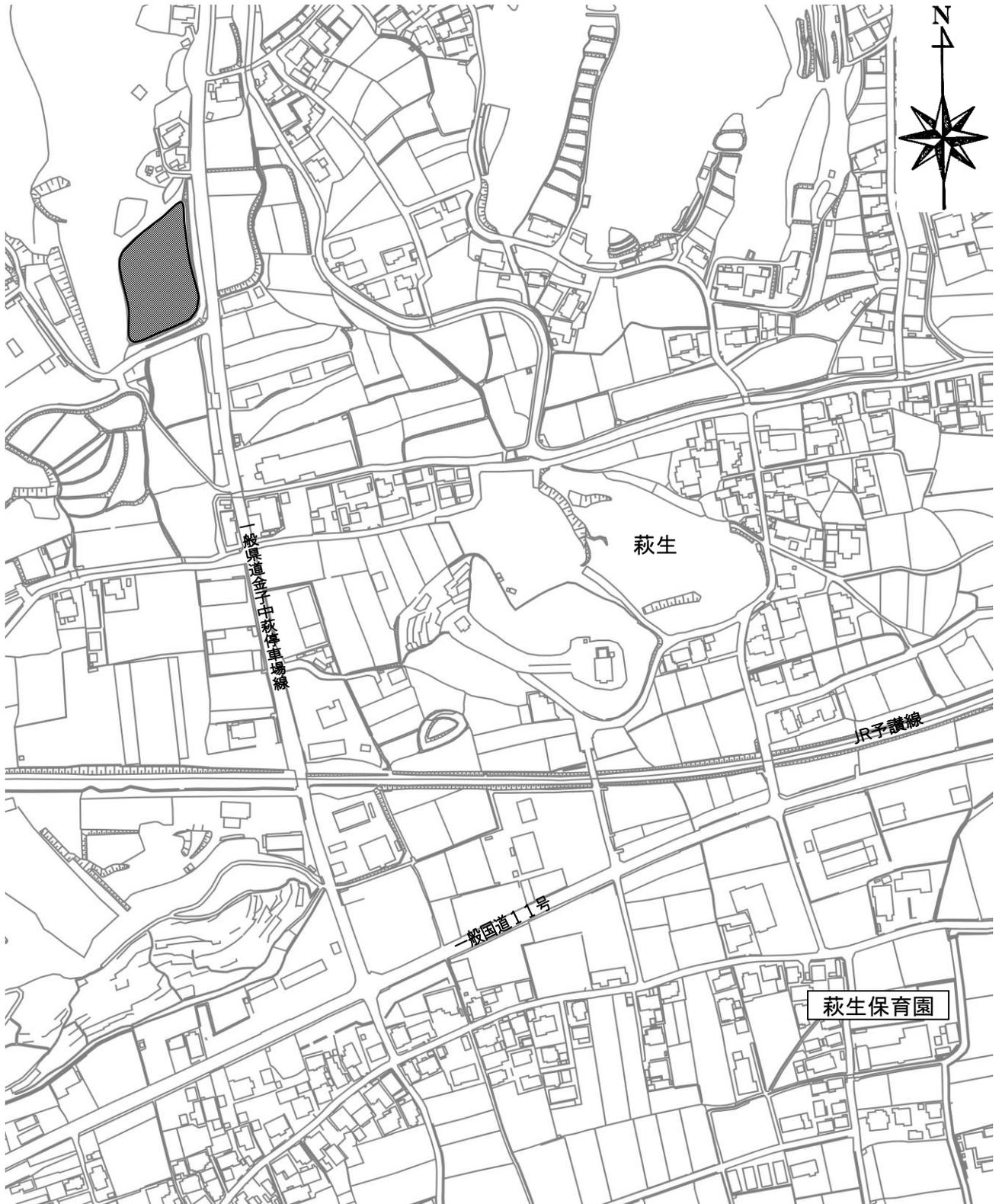
第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 （省 略）

# ため池等整備事業

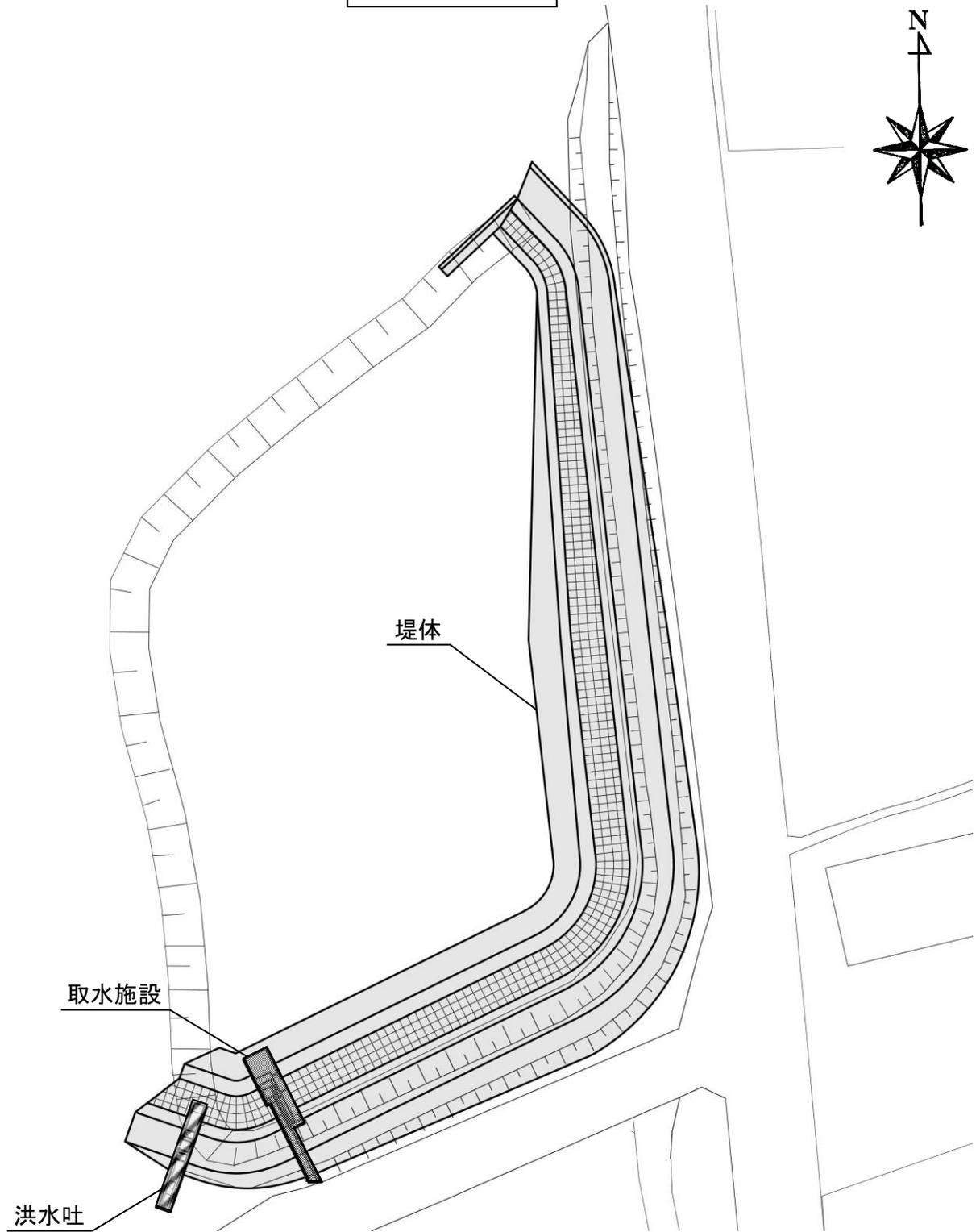
## 位置図



 施行箇所

# ため池等整備事業

平面図



施行箇所